

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年10月12日（令和2年（行情）諮問第517号）

答申日：令和3年1月18日（令和2年度（行情）答申第441号）

事件名：特定期間に特定事業場に対して交付した是正勧告書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「2016年の特定期間に、特定労働基準監督署より、特定法人特定事業場に出された是正勧告書全て。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年6月25日付け福岡労開第43号により福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求の趣旨

ア 本件不開示決定通知書の不開示理由の（1）にある「個人に関する情報」について、特定法人に対する特定日付の是正勧告では、衛生管理者と産業医を選任していない点が違反事項とされており、個人に関する情報が含まれているという点が理解できない。

イ 不開示理由の（2）には、対象となる文書について、「法人に関する情報」であり、「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」とされているが、特定法人が受けた是正勧告について、当該法人（の代表者）が開示請求しているものであり、当事者による開示請求に対し、特定法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるとする点が理解できない。

ウ 不開示理由の（3）には、開示することで「犯罪の予防」に支障を及ぼすおそれのあるものが記載されているという記載があるが、この点も、産業医と衛生管理者を未選任という是正勧告の内容からは理解

ができない。

## (2) 審査請求の理由

ア 開示請求した際に福岡労働局に伝えたが、審査請求する理由として、ある労働者から訴訟を起こされており、その訴状の中に、特定法人に対する是正勧告に基づくとする主張がされている。

イ 当方（すなわち当該特定法人）の記録では、平成28年特定日付で出された是正勧告しか残っておらず、当該労働者が主張している違反内容、指導内容、日付の記録は残っていない。同人の誤解の可能性が高いと認識しているが、相手の主張に正確に答える目的で、当時の是正勧告資料の開示を求めたものである。したがって、不開示という取扱いでは、訴状に対し事実に基づいた回答を行うことが難しい。たとえ個人情報部分等が黒塗りであっても、存在する文書について、是正勧告の内容及び日付の確認をする必要があり、本件審査請求を行うものである。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年6月4日付け（同月9日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象文書の開示請求を行った。

(2) これに対し処分庁が全部不開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年7月8日付け（同月13日受付）で本件審査請求を提起したものである。

### 2 諮問庁としての考え方

本件対象文書について、法の適用条項を法5条1号及び2号イのみに改めた上で、全部不開示の原処分を維持することが妥当であると考えます。

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の保有の有無を明らかにした上で、法5条1号等に該当するものとして全部不開示を行っているが、本来は、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定事業場が特定労働基準監督署から労働関係法令違反がある旨の指摘を受けたという事実の有無を明らかにすることになり、不開示情報を開示することとなる。

よって、本件開示請求に対し、本来は、存否応答拒否により不開示決定を行うべきものであったが、既に本件対象文書の保有の有無を明らかにしているため、本件対象文書が存在していることを前提として、諮問を行うこととする。

### 3 理由

#### (1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求を受け、特定労働基準監督署において探索を行ったところ、特定期間内の特定日に、当該労働基準監督署が特定法人に交付した

是正勧告書の控えを本件対象文書として特定した。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性について

本件対象文書には、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該部分は、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

本件対象文書には、特定事業場が特定労働基準監督署から労働関係法令違反がある旨の指摘を受けたという事実の有無が記載されている。本件対象文書が公にされた場合、当該特定事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件対象文書を開示することは、法5条2号イの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」という不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせるものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、本件対象文書は、法5条1号、2号イ及び4号に該当しない旨主張しているが、その不開示情報該当性については、上記（2）で示したとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書については、法の適用条項を法5条1号及び2号イのみに改めた上で、全部不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年10月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年12月24日 審議
- ⑤ 令和3年1月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書について、その全部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して諮問庁は、本来は、存否応答拒否により不開示決定を行うべきものであったが、諮問に当たり、法の適用条項を法5条1号及び2号イのみに改めた上で、全部不開示とすることが妥当としていることから、以下、原処分 of 妥当性について検討する。

## 2 原処分 of 妥当性について

(1) 本件開示請求は、本件開示請求書の記載によると、特定法人の特定事業場を名指しした上で、2016年の特定期間(特定月)に、特定労働基準監督署から当該事業場に対して出された是正勧告書全ての開示を求めるものである。

したがって、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定事業場において、労働関係法令違反があった事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなるものと認められる。

(2) 本件存否情報が公にされた場合には、特定事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条2号イの不開示情報を開示することとなることから、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものであったものと認められる。

(3) 本件開示請求については、上記(2)のとおり、本来、存否応答拒否をすべきであったものと認められるが、処分庁は、原処分において、本件対象文書の存否を既に明らかにしており、このような場合において、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書について、その全部を不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

## 3 審査請求人の主張について

本件開示請求書によると、本件開示請求は、特定法人の代表者の名義で行われている。審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1)イ)において、本件開示請求は、「特定法人が受けた是正勧告について、その当事者が開示を求めている」ものであるから、本件対象文書を審査請求人に開示しても、当該法人の「権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれ」はない旨を主張しているものと解される。

しかしながら、法は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認めており、開示・不開示の判断に当たっては、当事者又は特定の情報を承知している者による開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであるため、審査請求人の主張を認めることはできない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条1号及び2号イに該当することから不開示とすべきとしていることについては、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号イに該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子